

件名：新型コロナウイルス感染症（外出規制の一部緩和策の実施）

#### <ポイント>

- マドゥーロ大統領が、1日より、外出規制の一部緩和策を実施すると発表しました。
- 緩和期間中、一部の地域を除き、銀行等の一部機関の業務が実施されますが、国外渡航や越州は引き続き認められません。
- 1日より、ガソリン価格の改定が試験的に開始されました。

#### <本文>

1 5月30日、マドゥーロ大統領は、6月1日より、10日毎に5日間の外出規制緩和日を設定し、銀行、建設、医療等の一部経済活動を、業種毎に設けられた時間内で再開する緩和策（Metodo 5 x 10）を開始すると発表しました（詳細は以下参照）。

- (1) 建設業：午前8時～午後1時
  - (2) 一般診療、歯科診療：午前7時～午後2時
  - (3) 理髪店、美容院：午前10時～午後4時
  - (4) 紡績業、履物業：午前10時～午後4時
  - (5) 農薬、衛生用品、家庭用衛生用品関連第一次化学産業：午前10時～午後4時
  - (6) 空調設備修理・メンテナンス、配管業：午前7時～午後5時
  - (7) 銀行：午前9時～午後1時（月～木：身分証番号の下1桁によって来店を制限、金：法人のみ）
  - (8) 金物、小規模商店：午前11時～午後4時
  - (9) 機械工場、部品及び自動車部品販売：午前9時～午後1時
  - (10) 公共交通：午前7時～午後5時（乗客同士の距離を2m以上に維持）
- なお、日数は、平日のみをカウントしており、1週間（月～金）の緩和の後、計16日間の外出規制が実施されます。

2 この一部緩和策の実施により、緩和期間中、銀行等の一部機関の業務が実施されますが、依然として、国外渡航や越州は認められていません。また、この一部緩和策は、コロンビアとブラジルの国境沿いの市や、スリア州の一部の市では実施されません。

3 6月1日から、ガソリン価格の改定が試験的に開始されました。政府の補助を受けた価格は5000ポリバル／1リットルとする一方で（車両の場合、月120リットルまで、オートバイの場合、月60リットルまで）、国際価格では0.5ドル／1リットルとなりました。

4 引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止が継続されています。在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、出国や越州が困難になっている等の問題に直面されている場合は、当館まで御一報願います。

5 5月31日までの、ベネズエラでの新型コロナウイルス感染者数等は、累計症例数が1,510名、累計死亡者数が14名、累計治癒数が311名と発表しています。他国から帰還した市民を中心に感染者数は増加していますので、予防が非常に重要です。以下のような予

防に努めてください。ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も大事です。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける

また、日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>